

浄化槽工事業者各位

一般社団法人兵庫県水質保全センター
会長 田中 一良
(公 印 省 略)

「法第7条検査料金返金等取扱要領」の改正
及び「浄化槽機能保証制度実施要領」の制定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊センターの業務運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこのたびは、兵庫県浄化槽指導要綱において、浄化槽を設置しようとする者が建築確認申請等を行う場合に提出しなければならない書類として規定されている使用開始検査等申込書（以下「7条用紙」という。）の販売方法の変更等についてお知らせいたします。

7条用紙の販売方法に関しては、県環境整備課から、浄化槽の設置者等に関する情報を弊センターが把握していない状態で販売している現状に対して、法定検査の確実な実施のために改善すべきである、との指摘を受けていたことから、7条用紙の取扱い等について下記のとおり見直しを行いました。

つきましては、令和6年4月1日以降は7条用紙の購入方法に変更点がございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

また、センター会員限定の「浄化槽保証制度」と、非会員でも利用できる全浄連の「浄化槽機能保証制度」の会員・非会員に対する取扱いについて整理し、「浄化槽機能保証制度実施要領」を制定しましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、7条用紙の取扱いに関する見直しにつきましては、関係者各位への周知を図るため、兵庫県まちづくり部建築指導課を通じて、公益社団法人兵庫県建築士会様や一般社団法人兵庫県建築士事務所協会様、建築確認申請の受付窓口機関様等に対して事前に案内文を送付したことを申し添えます。

敬具

記

7条用紙の取扱いに関する主な見直しについて（令和6年4月1日施行）

- 1 7条用紙購入申込書の様式改正により、令和6年4月1日以降は購入時に設置者名等の個人情報の記載が必須となります。
- 2 県内4カ所（宝塚市・洲本市・姫路市・豊岡市）にある7条用紙の販売所は、個人情報保護の観点から令和6年3月31日をもって廃止となり、令和6年4月1日以降は販売窓口が弊センターに一元化されます。

<7条用紙の販売窓口：一般社団法人兵庫県水質保全センター 事務局>
住所：神戸市中央区港島南町3丁目3番8 電話：078-306-6020
※郵送販売の申込は FAX：078-306-6038 又は E-MAIL：soumu@hyogo-suishitsu.jp

※センター会員が7条用紙を郵送で購入する際の振込手数料及び7条用紙の郵送料は、センターが負担します。

- 3 「7条用紙の取扱要領（旧法第7条検査料金返金等取扱要領）」及び「浄化槽機能保証制度実施要領」は、センターホームページでご確認ください。
(<https://www.hyogo-suishitsu.jp/>)

〈本件のお問い合わせ先〉

一般社団法人兵庫県水質保全センター
浄化槽検査課 担当：池畠・宮澤
電話：078-306-6021 FAX：078-306-6038
E-MAIL：kensaka@hyogo-suishitsu.jp

